

一般販売条件 – FICAP

第1条：適用範囲

本一般販売条件は、書面による明示的な同意がない限り、当社とすべての顧客との間のすべての販売およびサービス契約における相互の権利と義務を定めます。本条件はすべて厳格であり、その明示的または黙示的な受諾なくしては、当社は契約を締結しません。本条件は顧客の購入条件に優先し、いかなる場合もそれらによって排除されることはありません。本条件は当社の価格表によって補足および更新されます。顧客からの文書に記載されたいかなる条項も、当社が明示的に承諾しない限り、無効とみなされます。売主が、いかなる時も本条件を買主に適用しないことが、後にそれを援用する権利を放棄したと解釈されることはありません。

第2条：一般販売条件に関する宣伝

当社の一般販売条件は、当社の価格表またはオファーの送付によりすべての顧客に通知され、www.ficap.fr で閲覧できるほか、請求に応じて提供されます。顧客はまた、過去の注文の受諾および配送を通じて本条件を認識します。

第3条：注文の受諾

受領または提出された注文は、売主の本社による書面での受諾があって初めて確定します。

第4条：輸送中または組立中の損傷および損失

4.1 供給契約

資材は、Incoterm C.C.I. EXW 2000年1月版に従い、売主の本社で引き渡し可能です。輸送条件および価格の支払い方法（運賃元払いまたは運賃着払い）にかかわらず、資材は顧客の危険負担で輸送されます。売主による配送の場合、売主は顧客の代理として行動します。損傷、盗難、全損または一部損害の場合、顧客は、法律で定められた期間内に運送業者にすべての留保を付し、すべての法的手段を行使する責任があります。特に、商法典第L.133-3条に規定された請求を、法定期限である72時間以内に運送業者に対して行うものとし、より一般的には、運送業者に対する請求権を保護するために、運賃元払いの場合も含め、すべての適切な措置を講じるものとし、顧客は本条項の単独の責任を負います。例外的に運送業者が売主によって指定された場合、売主は買主の代理として、買主の費用と危険負担で行動します。同様の状況において、買主からの事前の書面による指示（各出荷時に更新され、売主によって受領が確認されたもの）がない限り、売主は、出荷された商品の価値にかかわらず、買主のために保険をかける義務も、価値申告または配送利害申告を行う義務も負いません。

4.2 請負契約

契約が契約に指定された場所での作業の実行からなる場合、当該場所に納入された資材は上記の4.1に規定された条件で輸送されます。この場所にある資材、工具、および人員の安全は、これらのリスクをカバーする保険が売主の利益のために締結されている場合を除き、顧客の責任とします。

第5条：現地での介入 – 材料の品質 – 介入条件

顧客の代理として現地で作業を行う際、売主の従業員が作業する材料は、人命の安全に関する基準を満たしているとみなされず（ただし、作業自体が人命の安全基準を満たすために材料を適合させることである場合は、その限りではありません）。見積書の作成に先立ち、そしていかなる場合も介入前に、顧客は売主に書面で、その活動、材料、または材料の状態が作業員に与えるすべてのリスクを通知するものとし、顧客は、この情報の不提供による結果を単独で負担します。売主の従業員の一人が現場を視察できたという事実は、顧客の情報提供および予防の義務を免除するものではありません。リスク予防の手段は、売主が書面で別段の定めをしない限り、顧客の排他的責任とします。売主の介入中、および顧客からの書面による事前の別段の定めがない限り、売主の従業員が作業する材料は、彼らの完全な裁量に委ねられ、管理されるとみなされます。したがって、顧客の定めがない限り、作業エリアにおいて売主の従業員と顧客の従業員との間に相互作用のリスクはありません。サービスの価格は、この基準に基づいて売主によって設定されます。もしこの危険が存在するか、または発生した場合、介入が行われる施設の責任者は、直ちに関係者および売主に通知し、直ちに危険予防計画を策定する義務があります。当初予定されなかった予防計画の策定にかかる追加費用、または工事の中断、引き渡しのための時間の損失はすべて顧客の負担とします。介入場所が顧客の施設ではない場合、顧客は本条項の遵守を確保する義務があります。売主が作業する資材は、現場に関連するすべての直接的および間接的なリスクに対して、顧客によって適切に保険がかけられているものとし、これは、売主に提供される可能性のあるすべての資材、ならびに売主が現場に持ち込むすべての資材および工具についても同様です。顧客は本条項の責任を単独で負います。

第6条：テスト

契約にテストが規定されている場合、または売主がテストの実施を適切と判断した場合、テストは売主の施設またはフランス本土の買主の施設で行われ、別段の定めがない限り最大2時間とし、買主と売主の合意によって決定されます。テスト中に売主が材料に欠陥があるか契約に不適合であると認識した場合、売主はできるだけ早く問題を解決します。テストは買主の書面による要請により、または売主が適切と判断した場合に再実施され、関連費用は買主の負担とします。適合の場合、テスト終了時に議事録が署名され、材料の受領とみなされます。明らかな欠陥または注文との不適合に関するいかなるクレームも、その後は受け付けられません。テスト費用は全額顧客が負担します。顧客は、テストの不在時、またはテストが完全に成功しなかった場合における材料の使用結果について単独で責任を負います。

第7条：検査 - 受領 - クレーム

1 - 商品および物品

顧客は、フランス国内で提供された材料の品質と数量を確認しなければなりません。輸送方法および代金の決済方法にかかわらず、顧客は発送前に発送場所に来て納品の適合性を確認する権利を有します。顧客は、少なくとも48時間前に売主と協議し、正式に委任された者の到着日時を確定します。この移動にかかる金銭的結果および顧客に起因するいかなる遅延も、顧客が単独で負担します。

2 - サービス提供 - 供給および設置 サービス提供の実行に際して、売主によって書面で承認された別段の合意がない限り、売主の義務は、当該サービスの適切な実行に必要な手段の実施に限定されます。組み立て、設置、修理、またはより一般的にいかなるサービス提供も、供給とは体系的に分離されます。後者は本条第1項に従って検査されます。注文との不適合の場合、買主は荷物の受領後またはサービスの実施後72時間以内に、書留郵便（受取確認付き）で売主に通知し、第8条に記載された手続きに従わなければなりません。この期間が経過すると、配送は承認されたものとみなされ、供給の品質または数量、あるいは手段の実施に関するいかなるクレームも支払いを停止させることはできません。商品または物品の使用、あるいはサービス提供の結果は、顧客による受諾とみなされます。

第8条：商品の返品 - サービスの拒否 - 責任の制限

商品の返品またはサービスの拒否は、例外的な性質のものであり、特別規定に属します。その原則と条件は、売主の明示的な同意に服します。請求は売主の営業部に提出してください。その場合、売主の裁量により承諾通知が作成され、関係者に送付されます。商品の返品は、運賃元払いで売主の本社宛に行うものとし、必ず承諾通知を添付してください。この規則が遵守されない場合、着払いでの差出人への返送または小包の受領拒否が行われます。本条の適用により行われた返品が正当であると判明した場合、この場合、受諾通知は顧客が要求する貸方票のレベルでは決定的ではありません。製造上の欠陥または品質上の欠陥が指摘された品目は、専門部署によって厳密に分析され、最終的な受諾は提示された判断に依存します。同様に、配送から2ヶ月以上経過した商品またはサービス提供については、いかなる場合も、クレジットノートまたは交換を請求することはできません。サービス提供の場合、顧客は異議を申し立てる理由を明確に記載します。売主が適切と判断した場合、売主は顧客から現場での介入要求を得ますが、売主がサービスが未実施であると判断した場合、その介入は請求の対象とはなりません。売主の義務は、直接的または間接的な損害、無形損失、結果的か否かにかかわらず、いかなる補償も除外し、場合に応じて、矛盾なく欠陥が認められた商品の払い戻し、または未実行のサービスの部分（料金表および適用された割引に従う）に限定されます。

第9条：計画 - 研究

当社の技術文書に記載されたデータは参考情報であり、契約が具体的な結果義務を規定している場合を除き、拘束力を持つものではありません。研究および計画は、顧客が提供するデータに基づいて実施されます。顧客は、見積もり作成に用いられるパラメータが正確であることを確認する責任があります。不正確な情報の伝達による結果は顧客が負います。売主による材料の全部または一部の製造を可能にする図面および技術文書は、契約締結前または締結後に提出されたか、または契約に添付されたかにかかわらず、売主の独占的財産であり続けます。これらは、売主の事前の書面による許可なしに、使用、コピー、複製、送信、または第三者に開示することはできません。

第10条：価格および価格の支払い

注文は、売主の現行価格表に基づいて請求されます。価格は税抜きで、売主の本社からの工場渡し（EXW）、未梱包、トラック未積載を意味します。注文は成立時に支払われるものとして、顧客信用供与の受諾は、各注文において売主の事前の同意を必要とします。手形またはその他の支払いの発行または受諾は、更改または免除を構成しません。受諾された手形または商業手形は、請求書日付から遅くとも8日以内に当社に返送されなければなりません。顧客からの相互債権に起因するいかなる相

殺権も排除されます。顧客は、当社に支払うべきいかなる金額も留保することを禁じます。支払条件は、紛争中の場合であっても、いかなる口実によっても遅延させることはできません。顧客による当社に負うべき総額に対する部分的支払いは、まず次のように充当されます。

まず第9条の約定利息に充当

次に、定額補償金および違約金に充当されます。

第三に、支払い時に顧客の財産に存在しない、または個別に存在しない供給品に関する当社の元本価格請求に充当されます。売主の明示的な同意なしに、販売された材料または商品に対するいかなる介入も、請求債権の即時履行可能性を招きます。

第11条：支払い遅延

支払い遅延が発生した場合、法定利率の1.5倍（ただし、高利貸し金利を超えない）に相当する率を適用して計算された遅延利息が自動的に発生し、返送費用および銀行手数料は債務者の負担となります。支払期日の不履行は、さらに次の結果をもたらします。

すべての未回収債権の即時履行可能性、

当社が進行中の注文の全部または一部をキャンセルする可能性、

違約金として、債権額の15%に相当する増額（最低2500ユーロ）。

第12条：期限

納期およびその他すべての期限は、常に目安として与えられます。納期は注文確認書に記載されたものです。それは注文確認日と前払い金の支払い日から開始されます。期限の延長はいかなる場合も注文取消しの理由として援用できず、直接的または間接的な損害に対するいかなる補償も発生させません。買主は商品を引取る義務があります。これを怠った場合、保管料、貯蔵料、追加輸送費、およびその他すべての費用は、さらなる通知なしに買主の負担となる場合があります。納品は、製品を直接購入者またはその代理人に引き渡すか、または単に利用可能通知を発行することによって行われます。

第13条：不可抗力の場合

不可抗力事由として許可されるもの：火災、洪水およびその他すべての、企業、その在庫または供給品の完全または部分的な破壊を引き起こした事故、またはその操業停止、ストライキまたはロックアウト、輸送の中断、電力中断、エンジンの故障など、一般的な原因に起因する動力または原材料の不足、および当社の意思に起因しない企業の作業停止を引き起こすすべてのその他の原因。不可抗力事由には、前項に掲げられた事実が、契約の履行に依存する他のいかなる施設において発生した場合も同等に扱われます。

第14条：従業員引抜き禁止条項

購入者は、当社の社員またはグループ会社の社員を、直接的または間接的に（例えば、資本関係や商業パートナーシップに関連する第三者の代理として）、雇用または就労させることを放棄します。購入者は、いかなる方法でも、直接的または間接的に、当社の社員またはグループ会社の社員に対し、現在勤務している会社を退職するよう説得または誘引しないことを約束します。これらの約束は、契約の全期間中および契約解除後最低5年間有効であり、解除の原因および出所は問いません。本規定に違反した場合、当事者間で、請求される違約金は、当該社員または従業員の最終年間総給与額の3倍に相当する金額となることに合意します。

第15条：管轄条項

明示的な合意により、すべての紛争は、ムラン商事裁判所に専属的に提出されるものとします。

第16条：所有権留保条項

売主に属し引き渡された商品は、代金の全額が支払われるまで売主の所有物であり続け、引き渡しは商品の物理的な引き渡しまたはサービス提供の終了をもって行われたものとします。ただし、買主は自己が保有する商品のリスクを負担し、あたかも所有者であるかのように責任を負います。偶発的な事故または不可抗力により紛失した場合でも、代金を支払う義務があります。代金の全額支払いが完了するまで、買主は商品を保管し、所有者のために保険をかける義務があります。売主の簡単な請求に応じて、買主はその証拠を提供する義務を負います。本規定の意味における支払いとは、支払いの義務を生じる手形または証券の交付を指しません。買主は、その事業所の通常の運営の範囲内で、納入された商品を転売することを許可されています。ただし、買主は、当社の明示的な書面による許可なく、また当社の追及権を留保した上で、商品を質入れしたり、担保として所有権を移転したり、在庫全体または一部の在庫を友好的または司法的に包括的または一括で譲渡することはできません。サービス提供または既存の資材に対する共同供給および設置作業の場合、買主は当社に、当該資材に対する請求書金額に相

当する権利を譲渡します。不払いの場合、当社は、希望に応じて、所有権を保持している商品について友好的な回収手続きを進めることができます。友好的な合意が得られない場合、仮差押裁判官に申し立てることができます。転売の場合、買主は、第三者の買主への転売から自己の利益のために生じたすべての債権を売主に譲渡します。転売の許可は、未払いの支払期日または買主の支払停止が司法上確認された場合、自動的に撤回されます。売主は、買主の会社更生または破産手続きの場合、商品を請求する権利を明示的に留保します。本条項は、顧客が自己の単独の判断による商品の返品を正当化するために援用することはできません。

第17条：保証

新品の資材は、納品日から1年または2000稼働時間のいずれか早い方まで保証されます。この保証は隠れた欠陥を対象とし、明らかな欠陥については第8条で定められた条件に従ってクレームを行う必要があります。保証は、本条の規定に従い欠陥が認められた部品を当社工場で無償交換することに限定されます。資材は、売主が書面で別段の定めをしない限り、営業日あたり8時間、通常の一般的な条件下（特にメンテナンスマニュアルに記載されているとおり）で使用することを想定しています。売主によって現状のまま組み込まれた付属品は、当該付属品のメーカーの保証の対象となります。サービス提供、特に現場での組み立ては、隠れた欠陥による保証の対象外とします。ただし、それらが原因である場合は除きます。これらは上記の第8条に基づきクレームの対象となります。中古品および修理・保守作業は保証の対象外です。保証を受けるために売主に連絡する際は、関係者は売主に保証請求書を請求するものとします。買主は、欠陥のある資材を自己の費用で売主の工場または売主が指定する住所に送付するものとします。売主が資材の全部または一部に欠陥があると認めた場合、売主はできるだけ早く、その選択により、欠陥と認められた要素と同等のサービスを提供する要素を提供するか、欠陥のある要素の価格を払い戻すものとし、ます。当事者の書面による合意により、本保証が1年または2000稼働時間を超える場合、残りの期間に応じて欠陥のある要素を払い戻すことができます。保証期間は延長することはできません。保証は、偶発的または非偶発的な物的および無形的損害、特にすべての営業損失を除外します。顧客は、希望に応じて、保証請求書に製品の設置現場での介入を要求することができます。その場合、物品および人員の輸送費、分解および再組み立て費用など、すべての費用は顧客の負担となり、売主が欠陥品と認められた部品の修理費用は除外されます。本保証の対価として、買主は、材料またはその設置の動作条件が技術規則に準拠していることを確認し、特に定期的な検診および保守作業を確実に実施するものとします。買主は、設置のすべての動作特性およびコンベアの環境が、停止時を含め常に遵守されていることを確認するものとします。買主は、自己が指定した、または売主がおファー作成時に言及した技術データが常に遵守されていることを確認するものとします。買主は、予防保守作業を、資格のある人員が、売主が承認した作業手順および材料を使用して実施させることを約束します。これらのすべての作業の詳細は記録され、できるだけ早く売主に伝達されるものとします。本保証は、売主の事前の書面による同意がない限り、譲渡または譲渡することはできません。

第18条：責任の制限

本条件に規定されていないすべてのケースにおいて、売主の民事責任は、売買契約の履行時に有効な保険契約に記載されている保証および金額に厳密に限定されます。これらの契約は、買主の簡単な請求に応じて提供されます。保険の存在は、売主の責任の存在を推測させるものではありません。

第19条：本条項の分離可能性：

契約のいずれかの条項が、規制、布告、または法律と矛盾する場合、または矛盾するようになった場合、当該条項は無効とみなされます。この無効化によって、本条件全体が無効になることはありません。

この文書は4ページで構成されています。

最終更新日：2024年11月25日